

# 第5章 健康づくりを支援する体制づくり

## 1 計画の推進と評価

健康増進計画を推進し、掲げる目標を実現させるために、市民自ら主体的に取り組むことが基本です。

推進にあたっては、学識経験者、保健医療関係者等で構成する射水市健康づくり推進協議会が中核となり、健康づくり活動の評価や方向性を検討するとともに計画の進行管理を行います。

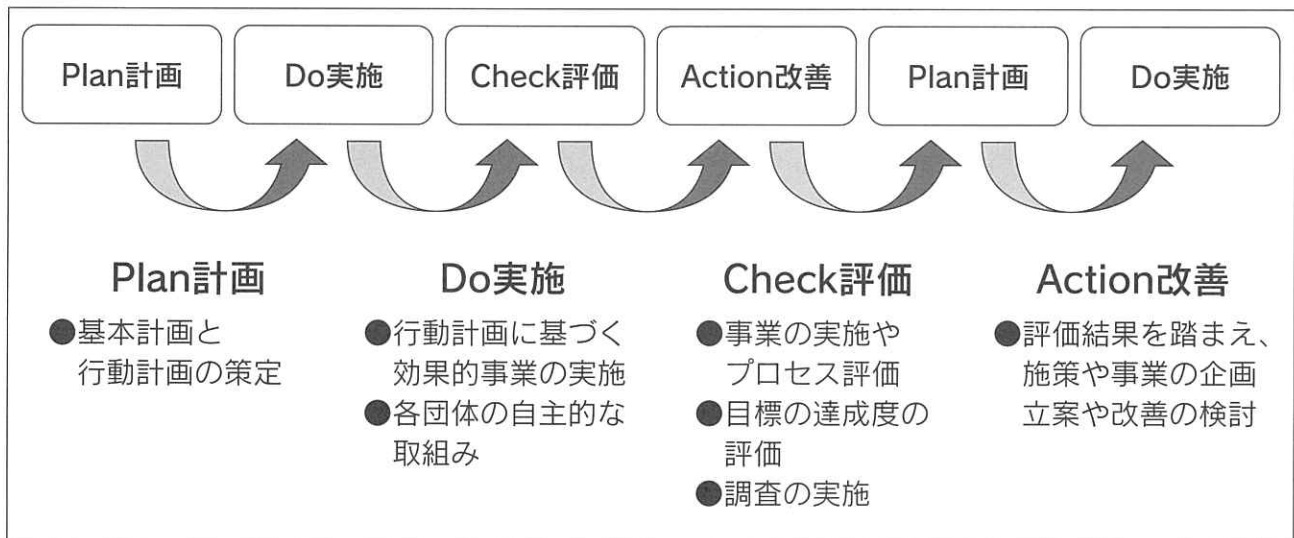
射水市は、保健医療機関や専門家、ボランティア等の連携協力により、一体的な事業の推進が図れるよう体制を整備します。

## 2 進行管理と評価システムの確立

健康づくり活動を効果的に推進するために、計画、実施、評価、改善という一連のサイクルを確立し、健康づくり活動の現実を踏まえ、段階的に向上させていく必要があります。

特に施策の評価を効果的に行うため、計画の段階から、具体的な目標値等を設定します。

計画・実施・評価のサイクル・システム



### 3 計画の推進における役割分担

この計画において設定した目標を関係者が共有し、それぞれの役割を果たすことによりはじめて達成可能となります。そのため、それぞれの立場で特徴を生かしながら連携し、主体的かつ積極的に役割を果たすことが必要です。

#### (1) 市民一人ひとりの役割

##### ① 健康的な生活習慣の確立

健康づくりは、市民一人ひとりの健康観に基づいた生活習慣改善への実践が必要となりますが、ライフスタイルや他の人への健康影響を及ぼすことから、個人行動に対する配慮が必要です。

家庭は、個人の生活の基礎単位であり、乳幼児期からの健康的な生活習慣づくりの確立の場、心身の休息や明日への英気を養う場、命の大切さや思いやりを育み健康づくりの大切さを学ぶ場でもあり、家族それぞれの健康を保つ上で家庭の役割は重要です。これらのことから、こころの発達や健康的な生活習慣の確立に向けて、家族ぐるみの日々の実践の取り組みが求められます。

##### ② 健康なまちづくりへの参画

自分たちの住んでいる地域の健康課題を認識し、それを改善する取り組みを通して健康なまちづくりを推進していくことが重要です。

地域の健康づくり活動へ積極的に参加し、健康を視点としたまちづくりを推進していくよう努めることが大切です。

#### (2) 市民を支援する地域の役割

##### ① ボランティア・地域の各種団体の役割

ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員、体育指導員など健康やスポーツに関するボランティアや指導員は、自主的活動やきめ細かな情報提供を行い、地域の健康づくりを支えるために活動します。また、自治会や関係団体と連携を図りながら、健康なまちづくりの輪が広がるように活動を進めます。

##### ② 保健関連団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会など健康づくりに関係する団体は、その専門性を生かし、専門的な立場から家庭、地域、学校、職場において健康づくりのための技術や情報を提供し、健康づくり活動を行うとともに、行政や関係団体への支援に努める役割が期待されます。

### ③ 保育園、幼稚園、学校の役割

乳幼児期は生活習慣の基礎づくりの重要な時期であり、保育園、幼稚園において家庭をはじめ地域の健康づくり関連機関等と連携し、望ましい生活習慣づくりを推進します。また、学校は、学童・思春期の時期を過ごす場であり、生活習慣を身につける大切な時期であり、学校における健康教育は重要な役割を果たします。

そのため、発達に応じた健康な生活習慣形成のための教育を行い、自分の健康を自分で管理、改善していくための実践能力を育てます。

また、学校保健委員会の充実を図り、未成年者の喫煙や飲酒防止対策をさらに進めることが重要です。

体育館や運動場の開放など市民の健康づくりの場の提供を行うことも重要です。

### ④ 職域の役割

職場は労働者の健康管理という面から、青壮年期の健康づくりに重要な役割を担っています。健康に配慮した快適な職場環境や労働環境の整備をはじめ、メンタルヘルス対策やメタボリックシンドローム予防対策、たばこ対策など、従業員やその家族に対するところと身体の健康づくりの取り組みの推進が重要です。

射水市や厚生センターの健康相談実施機関の活用や産業医、健診機関等との連携による従業員やその家族の健康管理の充実を図ります。

### ⑤ 行政の役割

市は、市民の健康課題や地域特性を明らかにするとともに、「健康日本21」計画や「県健康増進計画」を踏まえ、健康増進プランに基づき、効果的な健康づくり事業を推進します。

健康に関する正しい知識の普及など情報提供や健康づくりに関する地域の組織活動への支援を行うとともに、生涯を通じた健康づくり事業として一体的に推進されるように、県、学校、ボランティア、関係団体などと連携を図り、また、市民同士が支え合い協働して地域づくりを推進します。

## 4 地域医療体制の整備、充実

### (1) かかりつけ医・歯科医・薬局の定着

「自分の健康は自分でつくり守る」ために、安心して気軽に相談できる、かかりつけ医、歯科医、薬局を持つことが重要です。また、市民が地域で適切な医療を受けることができ、必要に応じて専門的な医療機関を紹介してもらう地域医療ネットワークの構築を推進する必要があります。

行政は、医師会などの関係機関と連携し、健（検）診体制の整備や健診後の支援体制を充実させる中で、より一層かかりつけ医、歯科医、薬局の定着を推進します。

## (2) 小児救急医療体制の充実

子どもの急な発病や症状の変化は、親子にとって身体的にも精神的にも負担が大きいことから、在宅当番医制、二次救急医療体制による小児の救急医療の充実を図ります。

また、子育てに不安を抱える親が増える中、家庭で子どもの症状別の対応の仕方等、必要な情報を提供し、保護者が安心して子育てができるよう支援する必要があります。

## (3) 健康危機管理体制の強化

感染力が強い感染症や大規模な食中毒及び災害の発生時には、迅速かつ適切に対応し、被害を最小限にとどめるために、普段からの予防の意識啓発と発生から被害の回復までの対応について、行政関係機関が準備をしておく必要があります。

市では、厚生センターや医師会等と連携し、健康危機管理・感染症予防体制の強化を図ります。